

とちお 49.7

No.211

編集と発行 新潟県栃尾市役所 電話(02585) 2-2151

とちお第211号昭和49年7月10日発行 毎月 10日 1回発行 (定価1部 8円) 昭和32年2月20日第3種郵便物認可

心身障害者に職場を

—長岡公共職業安定所—

長岡公共職業安定所では、心身障害者であつて就職を希望される人を対象に「心身障害者職業相談」を行ないます。

を行うため、前もつて来所される日時を指定する方法です。心身障害者はどなたもお気軽に電話や手紙でお申込み下さい。

お申込みの内容は、氏名・性別・年令・現住所・障害程度および職業などです。

2 心身障害者の家庭を訪問して職業相談を行います。

電話や手紙で職業相談の申込みをされた人のうち、特別な事情がある人については職員がその家庭を訪問して職業相談を行います。

3 心身障害児父兄等との特別職業相談を行います。

新規学卒者 求人受け

長岡公共職業安定所では、昭和五十年新規学卒者の求人申し込みを次の要領で行います。

受付開始	推せん選考
高校・大学卒	推せん開始 大学卒 五月一日以降
五月一日から	降 高校卒 九月二十一日以降
中学・訓練校卒	中学校・訓練校卒 十二月一日以降
六月一日から	以降
	選考開始 大学卒 七月一日以降
	高校卒 十月一日以降 中学校・訓練校卒 十二月一日以降
	くわしいことは、長岡公共職業安定所栃尾分室(二局二二三三番)へ問い合わせください。

家庭裁判所出張家事相談開設

新潟家庭裁判所長岡支部、長岡地区調停協会では、つぎのように家庭裁判所の出張家事相談を開設します。

これは、家庭裁判所が家庭内の心配ごとを早目に解決して、明るい家庭生活を送っていただくため毎年実施しているものです。

家庭内の問題もからだの病気と同じように予防と早期治療が大切です。

親子・親族間の問題、相続・扶養・遺言あるいは夫婦間のなやみごと、男女間のもめごと、その他家庭内のいろいろな問題について無料で相談を受けますからお困りの方や家庭問題についての法規を知りたい方は遠慮なく、お気軽においでください。

▶とき 7月24日午前10時から午後3時まで

▶ところ 栃尾市役所第1会議室(4階) なお、家事相談は、新潟家庭裁判所長岡支部(長岡市信濃2丁目6番1号)で日曜・祭日を除く毎日無料で行っていきます。(土曜日は正午まで)

秘密はかたく守られますので、出張家事相談に都合でおいでになれない方は直接新潟家庭裁判所長岡支部へどうぞ。

毎月24日市民相談室で行っている行政相談、毎週水曜日社会福祉協議会で行っている心配ごと相談の7月第4週分は、出張家事相談と同一会場で行います。

昭和四十九年新入社員歓迎激励大会

栃尾市、栃尾織物工業協同組合、栃尾商工会主催による昭和四十九年新入社員歓迎激励大会が、さる六月八日市民会館大ホールで行われました。

世界的経済不況の中で、本市の基幹産業である繊維産業を始めとして必ずしも明るい見通しとはいえない経済情勢ですが、当日は、繊維関係を始め市内各職場に就職した若い人達で会場が埋まりました。この若い力が原動力になって豊かな栃尾が築きあげられて行くことでしょう。(写真は、新入社員を代表して謝辞をのべる目黒玉江(山中織物)さん)

おもな内容

六月市議会終る	2
市税条例など改正	3
工場立地法施行	4
倒産関連中小企業に特別金融対策	5
フォートニクス	6
とちおと人物(物語)	7
公民館のページ	8
お知らせ	9
	10

(5月末日現在)	
世帯数	7,705
男	16,215
女	17,251
計	33,466

今月の市税

▷ 固定資産税

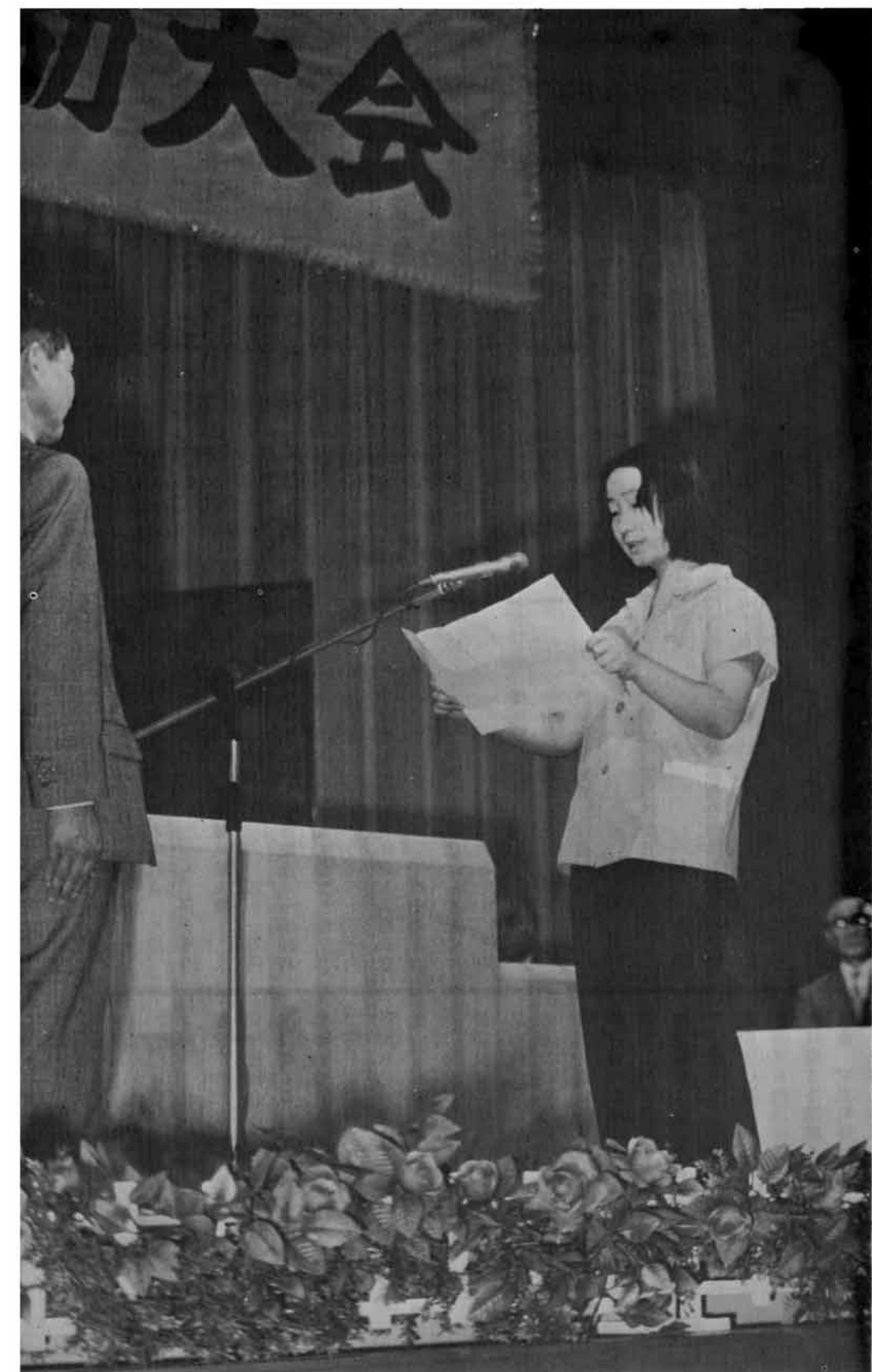
納期 7月31日

行政相談日

▽とき 七月二十四日 午前十時から 午後三時まで

▽ところ 市役所第一会議室

なんでも気軽に相談ください



一般会計補正予算を原案可決

—予算総額二十五億四千万円に—

さる六月十八日に招集された六月定例市議会は、一般会計補正予算、市税条例・議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正・職員の給与に関する条例の一部改正など六件の専決処分報告をそれぞれ原案どおり可決、承認して、六月二十五日閉会しました。今回市長から提案された議案は▽栃尾市職員の旅費に関する条例など旅費関係条例の改正四件▽栃尾市老人及び重度心身障害者医療費助成に関する条例の制定▽栃尾市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の制定など条例十一件、予算一件、その他五件の計十七件でした。なお、このほか請願、陳情十二件が審議されました。

へき地保育所

予算など補正

原案可決された一般会計補正予算



算の補正額は一億二千七百二十九万九千円で、予算総額は二十五億四千九百四十四万になりました。今回の補正予算は、常設保育所に通園できない地域に、従来市の補助により開設していた半蔵金・中野保など六カ所の季節保育所をへき地保育所にするために必要な経費、著しい物価上昇などで当初予算で措置した金額では完成することが不可能になった築橋、上の原市営住宅建設工事に、それぞれ必要な経費の追加などによるものです。歳出予算のおもなものは、つぎのとおりです。

- 民生費 九百四十万三千円
- ▽豪雪による災害弔慰金 五十万円
- ▽在宅老人介護器具購入費 五十一万円
- ▽精神薄弱者収容施設入所委託料 (コロニー白岩の里) 百四十五万円
- ▽重度心身障害者介護器具購入費 四十七万円
- ▽へき地保育所関係 (一部組替) 六百七十六万円
- 衛生費 三十万円
- 労働費 △十三万円 (組替)
- 農林水産業費 六百四十一万五千円
- ▽緊急消雪用珪酸石灰購入費 百八十八万円
- ▽小規模基盤整備特別融資利子補給 五十万円
- 商工費 十万円
- 土木費 七千四百二十万一千円
- ▽築橋建設 (上部工一式) 工事費追加 千七百六十二万円
- ▽上の原市営住宅建設工事費追加 千九百二十六万円
- 教育費 六百六十六万円
- ▽雪害による校舎等修繕料 小学校分 二百七十五万円 中学校分 二百十三万円
- 災害復旧費 千七十二万九千円
- ▽単独融雪災害復旧事業補助金 七百万円

請願と陳情

採択されたもの
▽学校統合に伴う諸施設の整備促進に関する請願―川谷地区統合問題審議委員長
▽防火用水槽設置に関する請願―北河原区長
▽消防用水池設置に関する請願―中区长
▽市道来伝・道院線の整備促進に関する請願―上来伝区長
▽要求米備現等に関する請願―栃尾市農業協同組合長
▽農道早稲田線の市道編入に関する陳情―本所区佐藤政一外
▽海外見本市開催経費の助成に関する陳情―栃尾織物工業協同組合理事長
継続審査になったもの
▽一月三日ならびに祝日の郵便配達廃止に関する請願―全通長岡支部栃尾市内四分会
▽表町道路舗装に関する請願―表町 (旧岩神) 区長
▽表町排水路等に関する請願―表町 (旧岩神) 区長
▽市道表町区内線補修に関する請願―表町 (旧三光) 区長
▽市道天平・塩新町線の改良促進に関する陳情―天平・塩新町線改良促進代表

自衛官募集中

くわしいことは総務課へおたずねください。

市議会常任委員会 委員を改選

—議会運営協議会委員も改選—

市議会常任委員会の委員の任期は、栃尾市議会委員会条例の規定により一年となっております。議会は、六月定例市議会の最終日である二十五日改選を行い、つぎのように各常任委員会の委員がままりました。また、これにあわせて議会運営協議会委員の改選も行われて、それぞれ次のかたがたにまりました。

▽常任委員会

- 総務文教委員 ○嘉代 善一 ○小林房一郎
- 大橋 義家 名児耶礼三
- 木口 大助 山内トヨノ
- 今井 義一 仲野 長雄
- 建設企業委員 ○丸山 保雄 ○荒木 幸男
- 佐藤伝三郎 田村 参喜
- 西川 清二 藤田 三司
- 星 五十里
- 産業経済委員 ○川田仁一郎 ○平沢 武雄
- 内山 大吉 佐藤 友一

▽議会運営協議会

- 原 貞一郎 笠井 正男
- 平林与一郎
- 社会厚生委員 ○椿 明 ○猪俣 弘男
- 高橋清二郎 荒木 伊作
- 今井 光隆 杵淵 衛
- 外山 兵衛
- 外山 兵衛 ○星 五十里
- 仲野 長雄 平沢 武雄
- 平林与一郎 杵淵 衛

議会推せん農業委員

農業委員は、農業委員会等に関する法律により、選挙による委員と選任による委員に分けられます。選任による委員は、農協などの推せんした者と議会が推せんした者があります。議会推せん農業委員は、六月三十日限りで辞任されますので、議会は、さる六月二十五日の本会議で荒木幸男氏を推せんしました。

災害死亡者に弔慰金

生活の立援護資金を貸付て直しに

六月市議会で制定された条例は十一件、これに、すでに改正して今回の議会で承認された条例四件をあわせると十五件になります。このうちで、市民生活に直接関係のある条例の制定改廃は、栃尾市市税条例の一部改正など七件です。つきにおもなものの内容をお知らせします。

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮地震、津波など異常な自然現象によって発生した災害で被害を受けた死亡した場合に弔慰金を支給し、世帯主が負傷した場合や住居や家財に被害を受けたときに資金を貸し付ける「栃尾市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例」がこの議会で議決され昭和四十九年一月一日以後発生した災害から適用されることになりました。この条例は、属人主義をとっており、栃尾市に住所を有する人が他市町村に旅行中などに被災して死亡した場合なども含まれます。

ために長い時間と大きな資金が必要となります。このため、市では、市民が不幸にしてこのような災害にあわれた場合、金銭的援助をして苦痛をやわらげ、一日も早く生活を立て直すことについて、次の区分によって死亡者の遺族に災害弔慰金を支給し、その他の被災

災害援護資金の貸付限度額

世帯主が、療養に要する期間がおおむね1ヵ月以上の負傷を負った場合	30万円
住居が全壊した場合	50万円
住居が半壊した場合	30万円
家財について、被害金額がその価額のおおむね3分の1以上の損害を受けた場合	20万円

1災害について、この表の2以上の事由に該当する場合における貸付限度額は、その災害に係る1世帯当たり50万円

市税条例を改正 所得控除額の引上げなど

市税条例が改正され、昭和四十九年度分から適用されました。今回の改正のおもな点は、個人市民税の非課税限度額の引上げ、各種所得控除額の引上げ、法人市民税の税率の引上げ、精薄者が所有する軽自動車税の減免、従来の電気・ガス税を電気税とガス税に分離して免税点を引上げるとともに、ガス税の税率を引下げる、住宅用地、非住宅用地(個人所有のもの)に対する課税標準に特例を設けるなどというものです。

個人市民税の非課税限度額の改正
障害者、未成年者、老年者又は寡婦に對する非課税限度額を四十九年度分から適用されました。三万円から五十万円にする。

各種所得控除の改正
基礎控除、配偶者控除、扶養控除などについて、それぞれ別表のとおり改める。

法人市民税の税率の改正
法人税額の百分の十・七のものを百分の十四・五に改めるといふので、昭和四十九年五月一日以降終了する事業年度分の法人から適用されます。

電気税、ガス税について
電気税については、免税点を千円から千二百円に引上げ、ガス税

所得控除改正額一覧表 (単位円)

区分	現行	改正
基礎控除額	160,000	180,000
配偶者控除額	150,000	180,000
扶養控除額	120,000	140,000
老人扶養控除額	140,000	160,000
配偶者が無い場合 一人目の扶養控除額	140,000	160,000
障害者控除額	120,000	130,000
特別障害者控除額	140,000	160,000
老年者控除額	120,000	130,000
寡婦控除額	120,000	130,000
勤労学生控除額	120,000	130,000
白色事業専従者控除額	170,000	192,500

電気税の軽減

今回の市税条例の改正は、地方税法の一部改正により行ったもので、直接市税条例の改正とは関係ありませんが、次の業種に使用される電気税については、税率が百分の六から百分の二に軽減されることになりました。

この軽減は、事業所の申請にもとづいて行われるもので、すでに該当すると思われる事業所については、織物組合、燃系組合などを通じて申請書を出していただいておりますが、まだ手続きが済んでいない事業所は、早目に税務課(市役所二階)にご相談のうえ、手続きをしてください。

該当事業所
綿紡績系の燃系及びビスコース織維、銅アンモニア織維、さく酸織維又はビニロン等の合成織維の燃系の製造を行う事業所が使用する電気に対する電気税

この軽減は、事業所の申請にもとづいて行われるもので、すでに該当すると思われる事業所については、織物組合、燃系組合などを通じて申請書を出していただいておりますが、まだ手続きが済んでいない事業所は、早目に税務課(市役所二階)にご相談のうえ、手続きをしてください。

消費者の相談相手に 消費生活推進員制度スタート

県では、消費生活行政をさらに推進するため従来の消費生活モニター制度に代えて本年度から「消費生活改善推進員制度」を実施することになりました。

この制度は、これまでの県の消費生活モニターに依頼してきた物価や商品の動向についての調査のほかに、消費生活に関する県の行政との間のパイプをより広く張りめぐらせて、消費生活の改善に役立てようとするものです。たとえば皆さんが購入した商品になんらかの欠かんがあった場合

購入先につけあってもとりあつてくれないので仕方なく泣き寝入りをしてしまったというようなことがなかつたでしょうか。

また、加工食品や日用雑貨の表示方法で意見や要望をおもちの方も多々あります。

このようなとき、推進員が相談相手になります。

推進員は、皆さんから寄せられた「苦情相談」や「意見・要望」を消費生活センターや県消費生活課に取次ぎ「消費者と行政との間のパイプの役割」をつとめます。

食品、衣料品、電気製品、ガス器具、家具類にいたるまで日常生活に関係のある買物でのトラブルの相談から商品の品質表示、品質に対する要望などなんでもけつこうです。

栃尾市の消費生活改善推進員はつぎのかたがたです。

消費者のみなさん、この制度を有効に活用して泣き寝いりをやめましょう。



佐藤 美紀子

住所 栃尾市滝の下町六番一号
電話番号 二局三九四八番
住所 栃尾市天下島一丁目九番三十号
電話番号 二局四七七九番

工場立地法改正施行

特定工場は... 新設・変更届出を義務化

工場立地法の改正法が三月三十一日から施行され、特定工場(敷地面積が九、〇〇〇平方メートル以上か建築面積が三、〇〇〇平方メートル以上の製造業等の工場)を新設したり、工場の改築など内容を変更しようとするときは、届出をしなければならぬ。

これは、工場立地が環境の保全をはかりつつ適正に行われるようにするため、大きい工場の新設あるいは既設工場の変更に規制を加えるものです。

(規制の主なもの)
(1)生産施設面積の敷地面積に対する割合は、業種によって十割から四十割以下でなければならぬ(繊維工業は四十割以下)。
(2)緑地面積の敷地面積に対する割合は、二十割以上なければならぬ。
(3)環境施設面積の敷地面積に対する割合は、緑地面積を含め二十五割以上でなければならぬ。
(4)環境施設の配置は、敷地面積の十五割以上に相当するものを敷地の周辺部に配置しなければならない。
(5)騒音、振動、悪臭などの公害を発生する特別配置施設の配置は住宅、学校、病院等の施設の生活環境に対する影響が最も小さくなるように、また、住宅等から百メートル以上離れるようにしなければならない。



工場立地法の改正法が三月三十一日から施行され、特定工場(敷地面積が九、〇〇〇平方メートル以上か建築面積が三、〇〇〇平方メートル以上の製造業等の工場)を新設したり、工場の改築など内容を変更しようとするときは、届出をしなければならぬ。

ればならない。
[届出の要領]
届出の時期
届出が受理された日から九十日を経過した後でなければ工場の新設または変更にあつて最初に必要となる埋立

生産施設 緑地とは 環境施設

生産施設...地下に設置されるものを除き、製造業における物品の製造、加工修理工程、電気供給業における発電工程、ガス供給業に

工事、造成工事、建設工事等は開始できませんので、工事着工九十日前に届出をしなければなりません。

届出事項
(1)特定工場の敷地面積及び建築面積 (2)特定工場における生産施設、緑地等の面積 (3)環境施設

おけるガス製造工程、熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置が設置される建築物および製造工程等を形成する機械又は装置で建築物の外に設置されるもの

緑地...①樹木が生育する十平方メートルを超える区画された土地であつて、十平方メートル当り高木が一本以上あるか二十平方メートル当り高木が一本

倒産関連中小企業に 特別金融対策保障

県信用保障協会では、昭和四十九年六月一日から倒産関連中小企業者の特別保証を実施しています。これは、取引先企業の倒産により影響を受ける中小企業の経営安定を図るため、資金の融資と融資保障を行なうものです。

貸付対象者
六ヵ月以上同一事業を営む中小企業者で倒産企業との取引額が二十割以上であり、倒産企業に適正な取引にもとづく債権をもち、その回収が困難なもの

- (1)貸付限度 五百万円以内
 - (2)資金使途 運転資金
 - (3)貸付利率 八・〇割
 - (4)貸付期間 二年以内
 - (5)担保保証人 保証人一名以上必要により担保を徴する。
 - (6)保証料率 百万円以下一年〇・八割、百万円超過一・〇割
- 申込期限 取引先相手企業の倒産があつてから六ヵ月以内
申込先 市内各金融機関
なお、詳しいことは市役所産業課商工観光係に問い合わせください。

JC 市民寄席

6月15日、青年会議所主催の市民寄席が、市民会館大ホールでありました。出演は、落語の林家三平さんなど6人。
普段テレビでなじみの顔も、直接目の前にして聞きますと同じ笑いでも迫力が違います。
梅雨を吹きとばす楽しい2時間でした。



おめでとう百歳

「長生きの秘けつは……無理をしないで無欲にすることですよ」。とても百年を生きてきたとは思われない元気な対応。西中野俣の林与吉さんは今年百才、さる6月21日市長がお祝いに自宅を訪問しました。



文春文化講演会

市制20周年と栃尾青年会議所設立5周年の記念事業の文芸春秋社主催の文化講演会が、さる6月11日新装なった市民会館大ホールで行われました。市内ではじめての本格的ホールで照明など演出効果も万点、三人の講師がそれぞれ持味を出したたくみな話術で、約600人の聴衆を魅了した2時間30分でした。



ユーモアをまじえたたくみな話術で、会場にはときどき笑い声も……



城山 三郎



井上ひさし



吉村 昭

青年会議所(JC)とは

青年会議所(JC)とは、明るい豊かな社会の実現を理想とし、次代の担い手たる責任にもえる二十歳から四十歳までの青年の団体です。
東京にある日本青年会議所を全国的運動の総合調整機関に全国五百四十五の都市に三万八千余の会員が明るい社会づくりのために活動しています。
栃尾青年会議所は昭和四十四年全国で四百二番目の青年会議所として発足、現在会員六十三人で、明るい地域作りのために活動を続けています。

労働力の確保に —雇用促進融資の利用を—

雇用促進事業団では、二百二億円の貸付枠をもって、昭和四十九年度雇用促進融資の募集を行っています。

これは、雇用の促進を図るため事業所が、労働者住宅、福利厚生施設、職業訓練施設、通年雇用設備などの設置又は整備をするために必要な資金を長期、低利に融資するものです。
受付期間は、昭和四十九年五月一日から五十年一月三十一日までですが、借入申込みが貸付枠に達したときは申込みを締め切ることがあります。

- 貸付対象施設**
 - (1)労働者住宅(社宅、寄宿舎など)
 - (2)福祉施設
 - イ保健施設(休養室、浴場、更衣室、体育施設など)
 - ロ給食施設
 - ハ託児施設
 - ニ教養文化施設
 - ホ購売施設(売店)
- (3)職業訓練施設(職業訓練を行うための教室、実習場及び機械)
- (4)通年雇用設備

イ建設業—除雪用ブルドーザー
ポータブルヒーター、移動宿舍など
ロ一般製材業—木材乾燥機、木材乾燥室など
ハセメント製品製造業—スチールボイラー、養生施設、資材保管設備など
貸付金額 建物の構造、地域により定められた標準価額に基づいて算定し、融資率は算定額の九十割(ただし、大企業は七十割)以内です。
利率 年七・五割(ただし、大企業は年八割)
償還期間
(1)労働者住宅—構造により十八年から三十年
(2)福祉施設、職業訓練施設—構造により五年から二十年
(3)通年雇用設備—業種により五年から十年
申込み先 市内各金融機関
なお、詳しいことは市役所産業課商工観光係に問い合せください。
たばこは
市内で買います。

とちおの人物

50

栃尾郷華道界の恩人 其松庵巨岳

其松庵巨岳

栃尾が生んだ華道界の先覚者其松巨岳師は、東谷玉泉寺十七世祖山巨岳和尚のことで、新潟県下でも華道の総匠として当時五指に数えられた人でありました。

師は、神保村(現在の見附市神保町)久左衛門の六人兄妹の長子として嘉永三年に生まれ、久之助と称し、母は大田村(現在の見附市大田町)又次右衛門の娘であります。

三歳のとき、母の実家に子守につれられて遊びに行つた際、子守の不注意で不幸にも燃えさかる爐中に転倒して大やけどをおい、一時は生命もあやぶれましたが、てあつい看護で一命はとりとめました。しかし、このときのやけどで左手は指が一本もなくなり、まるですりこぎのようになってしまいました。

両親は、将来百姓として家督を継ぐことのできないことを心配して、百姓以外の生業をもって身を立てさせようと同村の慈眼寺に通わせ、和尚より学問の手ほどきを



徳 碑

受けさせました。生来頭のよい久之助は十五、六歳で寺小屋の先生となる資格をとりました。

この頃から久之助自身もこの手うでは百姓となり父の跡を継ぐことはできないことをさと、家業を弟に譲って僧侶になろうと決心、両親の諒解を得て玉泉寺十六世伝天祖宗の弟子となりました。

祖山巨岳と称し、師の希望で栃木県真壁の大中寺で修業し学徳を

つんで帰り、玉泉寺十七世をつがれました。

師は、池の坊を学ばれましたが最初の手ほどきを長岡の五井という人に受け、その後京都の武藤松庵先生が家元の代理で長岡にいられた際、五井先生の推薦で松庵先生の弟子になりました。

松庵師は、すりこぎのような手を見て驚き、一時は入門の許可をためられました。本人の入門

希望の強さとその花形の天才的な姿に驚嘆され入門を許したといえます。松庵師は、家元四十二世の愛弟子で、家元の代理で県内に出張した折は玉泉寺にも立ち寄られていました。

師は、栃尾で約八十人の弟子を養成、自身も大正十年総会頭職の榮譽を家元から授けられ、これを記念して弟子達が頌徳碑を建立しました。頌徳碑の碑文は家元四十三世尊啓の筆で、玉泉寺境内にあります。

師は、華道の外俳諧にも優れた才を発揮、「春の雪 障子の穴から のぞきけり」と詠れた句は、如何にも禅味あふるる句です。

七十歳頃、「七十年 守門山みて今朝のはり」と読んでいます。「はり」とは「はる」の方言で、この句を辞世に、昭和四年八月七十九歳で逝去されました。

巨岳師は、非常に意志の強い人で、説教は下手で実行を一義とした人だったようです。

すりこぎのような手で華道の一入者として大成されたことは、強い意思のたまものでしょう。

玉泉寺には、松庵先生自筆の生花園と竹を彫刻、明月清風と賛をされた茶盆が所蔵されています。(市文化財調査審議会委員 五十嵐 貞司 記)

しあわせな毎日を送るために

人権擁護委員を利用ください

私達の日常生活に水や空気が欠かせないようには、私達が幸福な生活を送るにはお互いに人権が尊重されなければなりません。人間は本来自由であり、自然を含めて他から侵されず束縛されることが本能的欲望であるはずですが、しかし、社会という人間が作った一つの共同体の中では、義務という名のもとに制約がたくさんあります。

これは、人間という一つの小さな生命をもった物体が、自分の持つ限られた力でのやりとげられない大きなことをやろうとするとき、当然自分以外の力が必要となり、この二つ以上の力を合せるためにいろいろなきままりが必要となります。

このきままりを守ることが、しかし、社会という人間が作った一つの共同体の中では、義務という名のもとに制約がたくさんあります。

稲田貞治郎 栃尾市表町六番五号 (二局二四二番) 浅野 順久 栃尾市大字吉水七三番地 五番地 葦沢安兵衛 栃尾市大字泉三〇八番地 (二局四〇六九番)

第5回 塩谷地区研究集会 7月21日(日) 塩谷地区南光センター

栃尾市公民館、上塩谷・下塩谷分館では、きたる七月二十一日(日)に、塩谷地区開発センターにおいて、第五回塩谷地区産業と文化を築く研究集会を開催します。

この集会は、地域特有の資源を生かして経済を守り、健康で明るい生活を営もうという目的で開いているもので、ことしは、経済変動期に直面して、私たちの産業と生活をどのようにしたらよいか、を中心に、研究協議が行われます。

話し合いは 分科会方式で 研究協議は、次のように二つの

■第一分科会 時代に対応した農業経営は、どのようにすればよいか―増産体制移行と経済不況における産業農業経営について―

■第二分科会 物価高における、私たちの生活を守るには、どのようにすればよいか―生活の合理化(生活改善)について―

裏磐梯の旅 ひかる夏 すきとおる風 大らかな自然 幸せと 明日を夢みる 青年のつどい



キャンプ内容 13日 栃尾9時出発 猪苗代湖・野口英世記念館・鶴ヶ城飯盛山・磐梯高原 14日 ハイキングまたは登山。 キャンプファイヤー 15日 キャンプ場10時出発―栃尾17時着。

Table with columns: 期日 (August 13, 15), 場所 (磐梯高原), 費用 (5000 yen), 対象 (市内に働く二十五歳未満の青少年), 定員 (50 names), 宿泊 (tent in 2泊), 食事 (shared), 主催 (Nishino City Hall), 申込み (deadline July 30)

読書でひろがるあなたの世界 ☆図書貸出 図書室はどなたでも自由に本を選びカードに記入するだけで、一回2冊一週間以内の貸出をいたします。 ☆開館時間 午前10時から午後5時 ただし土曜日は正午まで ☆日曜開館も実施しています。ご利用ください。